

若者就労支援事業業務委託仕様書

1 業務の名称

若者就労支援事業業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

※契約締結日は令和6年(2024年)6月1日を予定

3 目的

就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な若者に対して、社会経験のための学習・訓練を通じて、働くイメージを育て、就労意欲を高めるとともに、継続就労が可能となるよう、必要なスキルの習得を目的とする。

4 本委託業務の対象者及び対象人数

(1) 対象者 原則市内在住で自分自身の能力や可能性を見出せず、就労意欲が低いまたは就労意欲があるにも関わらず自ら就職活動を行うことが困難な若者(15歳から概ね49歳とする。)

(2) 対象人数 15人程度

5 委託業務内容

(1) 就労支援セミナー等の実施

就労に必要なスキルの習得を目指したセミナー等を連続的に実施する。

(ア) 参加者(15人程度)をひとグループとし、段階的にスキルアップできる取組を行うこと。

(イ) 事業実施にあたっては、ハローワークのサテライトであるワークサポート宝塚や、宝塚地域若者サポートステーションと連携し、参加者の進路決定を目指すこと。

※実施方法について…主に、本市が確保した会場(市内)で行うこと。また、WEB会議システム等を活用したオンライン形式での実施も可能とする。

※受講料について…基本的に受講料は無料とする。ただし、市販のテキストを使用する場合、テキスト代は受講者負担とする。

(2) アンケートの実施

参加者を対象に、事業内容に関するアンケート調査を実施する。また、参加者の進路決定状況についても把握し、アンケート調査結果とともに、事業報告として本市に報告する。

6 疑義

本委託業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議を行い、解決したうえで業務にあたらなければならない。なお、受託者はその内容や経緯、解釈等について任意の様式に記入し、速やかに本市に提出するものとする。

7 委託業務実施に係る経費

委託業務の実施に係る必要な経費については、受託者が負担すること。なお、セミナー開催に必要な会場の確保は、市で行う。

8 法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本書及び契約書で定める事項、関係法令及び本市の条例、規則等を十分に遵守したうえで本委託を実施するものとする。

9 事故・災害

本委託業務実施中の事故・災害については、すべて受託者において処理するものとする。ただし、本市の責に帰する事由となる場合は、この限りではない。

10 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者に対して本委託業務の処理状況に関する調査への対応や、業務に関して保有する情報の公開を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

11 その他留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は本市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本市担当者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、本市担当者と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は本委託業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は、個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。
- (8) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。